

## 大隅観光・特産品PR事業（商談会等開催事業）業務委託仕様書

### 1 事業の目的

鹿児島県大隅地域（鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町及び肝付町）では、「和牛日本一」に輝いた肉用牛や、豚、カンパチ、ブリ、ウナギ、茶など多彩な農林水産物が生産されている。また、域内で盛んな農林水産業を背景に、食品関連企業が多く立地し、特産品が生産されているが、中小企業、小規模事業者においては、域外での認知度向上、販路開拓に課題がある。

このため、小売（百貨店、スーパー等）、卸売（商社、問屋等）、宿泊、飲食サービス（ホテル、レストラン等）等企業の購買担当者（バイヤー等）を域内に招聘し、商談の機会を創出することにより、域内の特産品の認知度向上及び事業者の販路開拓の支援を図る。

### 2 履行期限

令和9年2月26日（金）

### 3 委託業務内容

#### (1) 商談会の準備、開催等

##### ア 商談会の会場確保等

(7) 会場は、商談ブース及び来場者駐車場の確保等に留意の上、鹿屋市内から選定すること。

(4) 開催時期は、有力な発注企業の招聘が期待できる時期からの提案とし、概ね9月下旬から11月上旬までの間の1日以上とすること。

なお、開催日の設定に当たっては、鹿児島県内で開催される類似の商談会や大規模イベント等との重複を極力避けること。

##### イ 商談会参加企業の募集、選定等

(7) 発注企業は、関東、関西、北部九州及び鹿児島県内（大隅地域を除く）等から、商談成約が期待できる概ね20社程度を選定の上、招聘すること。

ただし、鹿児島県内企業の招聘は、全招聘企業数の3分の1以内とすること。

(4) 受注企業は、大隅地域に本社または主たる事業所（製造拠点等）を有する事業者等について、募集の上、概ね25社程度の参加とすること。

(5) 発注企業及び受注企業の募集、選定に当たっては、小規模事業者が受注企業として参画しやすいよう配慮すること。

##### ウ 商談会の運営等

(7) 商談会参加企業（発注企業、受注企業双方）に対し、事前に商談希望の調査を行い、当該調査結果をもとに、商談組合わせの調整を行い、商談スケジュールの作成を行うこと。

(4) 商談成約につながるよう、商談会参加受注企業を対象に、事前説明会の開催等により、商談方法等の助言・指導を行うこと。

なお、商談会参加受注企業への助言・指導に当たっては、地域金融機関やよろず支援拠点等の企業支援機関との連携が望ましい。

(5) 商談会開催にかかる、商談ブース等の設営・撤去、参加者の受付・案内、会の進行及びアンケート調査票の配付、回収、集計を行うこと。

#### (2) 現地視察の実施

商談会参加受注企業の製造現場等の視察（商談会開催前日または翌日を想定）を希

望する商談会参加発注企業の募集、視察候補先企業との調整、視察行程の選定及び視察の催行を行うこと。

(3) 受注企業に対するアフターフォロー

商談会参加受注企業に対し、商談会参加に伴う成約件数、成約金額等の調査を行うとともに、必要に応じて相談対応等のアフターフォローを行うこと。

(4) 留意事項

商談会の開催に当たっては、別途実施する「大隅観光・特産品PR事業（観光・特産品フェア開催事業）」との連携を図ること。

#### 4 事業完了の報告及び成果の報告

全ての業務終了後、令和9年2月26日（金）までに事業完了報告書を提出すること。  
なお、受託者が提出すべき成果物は以下のとおりとする。

(1) 委託業務の実施内容等をまとめた報告書

(2) 作成物及び報告書のデータをまとめた電子データ

#### 5 著作権等

(1) 本件業務においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

(2) 本件業務により納品するデータについては、その全部又は一部について、原則として第三者が権利を有するものを使用しないこととする。やむを得ず第三者が権利を有する写真又は動画を使用する場合は、使用の際、あらかじめ委託者に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を、全て受託者が負うこと。

(3) 本件業務により納品するデータについては、肖像権の問題が生じないように配慮すること。

(4) 上記(1)から(3)の規定は、受託者が更に第三者に業務の一部を委託した場合に準用する。

(5) その他、著作権等の取扱いについて疑義が生じた場合は、別途協議の上決定する。

#### 6 実施計画

提案された企画に基づき業務を実施していくが、詳細な業務の計画や計画変更については、委託者と調整の上、実施すること。

#### 7 追加提案

本仕様書に定めのない内容であっても、委託金額の範囲内において、事業の目的達成に資すると判断できる追加提案があれば、積極的に提案すること。

なお、追加提案の効果等を踏まえ、企画提案内容を変更し実施する場合がある。この場合、委託者と協議の上、委託者の判断において実施する。

#### 8 その他

上記のほか、事業の実施において必要な事項については事前に委託者と協議すること。